

特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会定款第19条に基づき、理事及び監事（以下「役員」という）の報酬について定めたものである。

(報酬)

第2条 役員の報酬は、理事会の議決を経て理事長が決定する。

2 報酬の額は月額とし、役員に就任した月から役員が退任または死亡した月まで支給することができる。

(支給日)

第3条 役員の報酬の支給日は、毎月25日とする。

(控除)

第4条 役員に支給する報酬から、源泉所得税、住民税、社会保険料その他法令または規定に基づく額を控除する。

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

就業規則

特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会、社員(以下「社員」という)の就業に関する事項を定めることを目的とする。

2 社員の就業に関し、この規則に定めのない事項については、労働基準法その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、社員のすべてに適用する。

第3条 管理責任の職位にある管理者は、この規則に定める勤務時間・超過勤務および休日勤務に関する規定については適用されない。

(規則の遵守)

第4条 当会は、この規則に定める労働条件により社員を就業させる義務を負い、社員はこの規則を遵守する義務を負う。

(慣行の尊重)

第5条 当会および社員は、法令および当会社の諸規程に定めのない事項については職場の慣行を尊重する。

第2章 人 事

(人事の基本原則)

第6条 社員の採用・配置・異動・休職・表彰・制裁・退職・解雇などの人事に関しては本人の知識・技能・経験・健康・環境などを考慮して公平に行う。

(人事の手続)

第7条 社員の人事に関しては、辞令を交付して行う。

2 前項の辞令交付は、通知をもってこれに代えることができる。

(提出書類の変更手続)

第8条 社員は、提出書類の記載事項に変更があった場合は、所属長を経由して遅滞なく当会に届け出なければならない。

(配 置)

第9条 社員の配置は、業務の必要性、本人の希望等を考慮して決定する。

2 社員は、決定された配置につき正当な理由なくしてこれを拒むことはできない。

(異 動)

第10条 当会は、業務上必要あるときは、社員に異動を命ずることがある。

- 2 前項の異動とは、配置替・職務変更および人事上の異動をいう。
3 社員は正当な理由なくして、異動を拒むことはできない。

(届出義務)

第11条 社員は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく当会に届け出なければならぬ。

- (1) 現住所を変更したとき
- (2) 改姓または改名したとき
- (3) 婚姻、離婚、養子縁組をしたとき
- (4) 家族手当受給の扶養家族に変更があったとき
- (5) 公職につくために立候補するときおよび公職に就任したとき

(休職事由および期間)

第12条 当会は、社員が次の各号の一に該当するときは、それぞれの期間内において休職とする。

- (1) 業務外の傷病により引き続き90日以上欠勤したとき

勤続年数3年末満の者 3ヶ月

勤続年数3年以上の者 6ヶ月

(結核性疾患の場合は期間を2倍とする)

- (2) 公職に就任し、常時勤務することが困難であると認めたとき

必要と認める期間

(3) 業務上の事由により当会社の承認を得て長期にわたって就学研修等を行なうとき
必要と認める期間

- (4) 刑事事件で起訴または拘留されたとき未決期間

(5) 育児休業の申請が承認されたとき承認期間

- (6) 当会の都合によるとき

ただし、第12条の試用期間中の社員は、第1号、3号および5号は適用しない。

(7) 前各号のほか、特別の事情があり、休職させることが適當と認められるとき必要と認める期間

(休職期間の勤続年数の通算)

第13条 休職期間中の勤続年数の計算は、前条第1号についてはその期間の1/2、第6号については全期間を通算する。第2号から第5号については通算しない。

(休職中の兼務禁止および賃金)

第14条 社員は、休職中当会の許可なくして、他の事業または職に従事してはならない。

- 2 休職期間中の賃金は支払われない。

(退職)

第15条 社員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき

- (2) 自己の都合により退職を願い出て承認されたとき

(3) 定年に達したとき

(退職願)

第16条 社員が自己の都合で退職しようとするときは、原則として1ヵ月前までに所定様式により所属長を経て、当会社に願い出なければならない。

2 社員は、退職を願い出た後も、退職について承認があるまでは、従前の業務に従事しなければならない。ただし、退職願を提出した後、14日を経過しても退職の許可がない場合は、この限りではない。

(定年)

第17条 社員の定年は満60歳とし、誕生日の翌日をもって、退職日とする。

2 業務上必要があると認めた者については、前項の規定にかかわらず、定年を延長し、再採用することがある。

(解雇)

第18条 当会は、社員が次の各号の一に該当するときは解雇する。

(1) 心身障害により、業務に堪えられないと認めたとき

(2) やむを得ない事情により、事業の継続が困難となり、または事業の縮小および転換をする場合、もしくは他の職務に転換させることも不可能なとき

(3) 打切補償を行なった者について必要があるとき、または法律上支払ったと認められるとき

(4) 試用期間中の者で、解雇を適当と認めたとき

(5) 休職期間が満了しても、休職事由が継続しているときまたは復職を命じないとき

(7) その他やむを得ない事由があるとき

(解雇の手続)

第19条 当会は、社員を解雇しようとするとき、30日前に予告するか、または平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支給する。ただし、前条第4号の解雇が試用開始後14日以内に行なわれる場合はこの限りではない。

第3章 服務規律

(服務の原則)

第20条 社員は、当会の理念を認識し、公平誠実にその職務に専念し、目的達成しなければならない。

(服務の心得)

第21条 社員は、常に健康に留意し、積極的に創意と工夫を心掛け、明るい職場を築くとともに、互いに協力して当会の秩序を維持するため、次の各号の事項を守らなければならない。

(1) 社員は、社会に対して、常にその立場を理解し、特に言行に注意を払い、信頼を得るように努めること。

(2) 社員は、当会の施設内外の清潔・整頓に心掛け、環境の整備に努めること。

(3) 社員は、消火器具等の使用方法を習得し、災害防止に努力し、また災害時における

患者の生命保全に全力をつくすこと。

(4) 社員は、当会の資材・物資を合理的に用い、冗費の節約につとめること。

機械・器具・備品等の管理保全に注意し、万一故障・破損・紛失等の事故が生じたときはただちに所属長に報告すること。

(5) 社員は、職務遂行するにあたって責任を持ち、法令および当会の諸規程を遵守し、また職務上の指揮・命令に従うこと。

(禁 止 行 為)

第22条 社員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 当会社の内外を問わず、社員としての品位を著しく欠き、当会の信用を傷つけ、または名誉を損なうような行為をすること。

(2) 当会の許可または承認なくして、公職または他所に勤務したり、営利を目的とする業務に従事すること。

(3) 職務上知り得た当会および顧客の秘密事項を自分の担当たると否とを問わず、他に漏らすこと。

(4) 職務上の地位を利用して、当会と取引きするものから、金銭・物品・供応など利益を受けまたはこれを要求し、もしくは約束し、あるいはその行為を仲介すること。

(5) 就業時間中、所属長の許可なくみだりに職場を離れ、または他の職場に立ち入り他の社員の業務を妨げること。

(6) 風紀を乱す行為または酒気をおびて勤務すること。

(7) 前各号のほか、この規則およびその他の諸規程に違反する行為をすること。

第4章 労働条件

(均 等 待 遇)

第23条 社員の国籍・性別・信条または社会的身分を理由として、賃金・労働時間その他労働条件について、差別的取扱いをしない。

2 賃金については「賃金規程」に定める。

(労 働 時 間)

第24条 社員の労働時間は、1日について休憩時間を除き、実労働7時間とし、1週間について、35時間とする。

(休 憩 時 間)

第25条 休憩時間は、原則として正午より1時間とする。

2 休憩は、一斉に与える。ただし、業務の都合により、一斉に与えることができない部署については、所属長が社長の許可を得て、変更することができる。

(災害緊急時の勤務)

第26条 社員は、当会に急務または災害非常事態が発生したときは、就業時間外であってもすみやかに出勤して、当会の指示に従わなければならない。

当会は、災害時その他やむを得ない事由のある場合で労働基準監督署長の許可を受けたときは、この規則の定めに關わらず必要な限度において、勤務時間を延長または変更し、もしくは、休日に勤務を命ずることがある。

(遅刻・早退・外出の取扱い)

第27条 社員が自己の都合により遅刻・早退しようとするとき、または勤務時間中に私用で外出しようとするときは、所属長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、あらかじめ許可をけることができなかつた場合は、事後すみやかに届け出てその承認を受けなければならない。

2 遅刻・早退の取扱いは、2時間未満は3回、2時間以上は2回をもって1日の自己欠勤とする。

(病気等欠勤の取扱い)

第28条 社員が病気その他やむを得ない事由によって欠勤するときは、事前にその事由と日数を所定様式に記入し、所属長を経て、当会に願い出てその承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情のために、事前に承認を受けることができないときは、電話等をもって一時承認を受け、事後すみやかに願い出て、その承認を受けなければならない。

2 病気欠勤が3日を超える場合は、原則として医師の診断書を添えなければならない。診断書が提出されないときは、病気欠勤として認めないことがある。

(年次有給休暇の振替)

第29条 社員が正規の手続きによる病気その他やむを得ない事由によって欠勤したときは本人の申し出により、年次有給休暇の残余日数の限度において、これを欠勤日数に振り替えることができる。

2 前項の休暇振替の手続きは、第47条第1項の手続きに準じて届け出るものとする。

(年次有給休暇)

第30条 当会は、職員が6ヶ月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した場合は、10労働日の年次有給休暇を与える。

2 第1項の規定にかかわらず、試用期間を終了した職員には採用の日から6ヶ月を経過するまで、特別に3労働日の有給休暇を与える。ただし、この有給休暇については、繰り越すことはできない。

3 1年6ヶ月以上継続勤務した職員に対しては、1年を超える継続勤務年数1年について第1項の年次有給休暇日数に1労働日を加算して与える。

(特 別 休 暇)

第31条 社員は次の各号の一に該当するときは、各所定日数以内の休暇を請求することができる。本休暇は有給とする。

(1) 本人が結婚するとき 5日

(2) 妻が出産するとき 3日

(3) 忌引き

配偶者、父母、子女の死亡 5日

祖父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の死亡 3日

(4) 女子職員が出産するとき 産前6週間産後8週間

第5章 災害補償

(災害補償)

第32条 社員が業務上負傷し、または疾病にかかったときは、労働基準法の規定にしたがつて療養補償・休業補償・障害補償を行なう。

社員が業務上で負傷または疾病にかかり死亡したときは、労働基準法の規定にしたがい遺族補償および葬祭料を支払う。

2 前項により補償を受けるべき者が、同一の事由について労働者の災害補償保険法に基づいて前項の災害補償に相当する保険給付を受けるべき場合においては、その給付額の限度において前項の規定を適用しない。

3 社員が業務外の傷病にかかったときは、健康保険法により、扶助を受けるものとする。

第6章 慶弔金

(結婚祝金)

第33条 社員の慶弔に対しては、本人の届け出により次の通り祝金を支給する。

1 社員が結婚した場合

勤続年数	1年未満	5,000円
	1年以上3年未満	10,000円
	3年以上	30,000円

2 社員または配偶者が出産した場合 10,000円

(死亡弔慰金)

第34条 社員または社員の家族が在職中死亡した場合、弔慰金として次の通り支給する。

社員の死亡 50,000円

社員の家族の死亡

配偶者 20,000円

父母および子女 10,000円

第7章 懲戒

(懲戒)

第35条 従業員が、次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき懲戒を行うことができる。

- 1 本会の経営方針に明らかに相反する言動があつたとき。
- 2 職務上の命令、指示に従わず、本会および関係先の秩序をみだしたとき。
- 3 職務上の義務に違反し、または職務を怠つたとき。
- 4 従業員としての品位を失い、本会または従業員個人あるいは関係先の名誉を損ずる言動が

あつたとき。

- 5 従業員として採用されるにつき、重要な職歴、学歴、既往症または資格を詐称し、詐術を用いその他不正な方法によつたとき。
- 6 刑事事件につき、有罪判決が確定したとき。
- 7 就業規則、それに附属する諸規程、諸規律に違反したとき。
- 8 その他、前各号に準ずる不都合な行為があつたとき。

(方法及び種類)

第36条 懲戒の方法は次のとおりとし、非行の軽重、当該従業員の情状および他の従業員に対する影響などの諸点を考慮して、会社が処分を決定する。

- 1 戒 告 文書をもつて将来を戒め、始末書または記録書を提出させる。
- 2 減 紿 始末書をとり、労働基準法第91条の規程の範囲内において給与を減給する。
- 3 出勤停止 1日以上7日以内の期間を定めて出勤を停止し、その職務に従事させない。
なお、出勤停止中の給与は支給しない。
- 4 論旨退職 懲戒解雇事項に該当しても、その情状により本人の将来を考え、退職願を提出するよう勧告する。
- 5 懲戒解雇 予告期間をもうけないで即時に解職し、退職金は支給しない。
なお、予告手当は行政官庁の認定を事前に得た場合支給しない。
- 6 前項第(3)号、第(4)号、第(5)号の処分決定前に就業を停止することがある。ただし、その期間中の給与は支給する。

賃金規程

特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会

(目的)

第1条 この規則は、就業規則第23条に基づき、社員に対する賃金の決定、計算及び支払いの方法、締め切り及び支払いの時期ならびに昇給に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、すべての社員に適用する。ただし、パートタイマー、契約職員、嘱託職員等で別に定めがある場合は、その定めに従う。

(賃金の構成)

第3条 賃金の構成は、基本給、通勤手当、割増賃金とする。

(基本給)

第4条 社員の基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、月額50,000円までの範囲内において、通勤に要する最も経済的で合理的と認められる通常の経路及び方法による通勤定期券代を支給する。

(割増賃金)

第6条 割増賃金は次の算式により計算して支給する。

(1)時間外労働

$$\frac{\text{算定基礎額}}{1\text{か月の平均所定労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働の時間数}$$

(2)休日労働

$$\frac{\text{算定基礎額}}{1\text{か月の平均所定労働時間数}} \times 1.35 \times \text{休日労働の時間数}$$

(3)深夜労働(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)

$$\frac{\text{算定基礎額}}{1\text{か月の平均所定労働時間数}} \times 0.25 \times \text{深夜労働の時間数}$$

2 算定基礎額に算入する賃金は、基本給とする。

(休暇等の賃金)

第7条 年次有給休暇及び特別休暇については、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。

2 産前産後の休業期間、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間及び子の看護休暇期間、裁判員等のための休暇の期間は、無給とする。

3 就業規則第12条に定める休職期間中は、原則として賃金を支給しない。

(臨時休業の賃金)

第8条 当会側の都合により、所定労働日に労働者を休業させた場合は、休業1日につき労基法第12条に規定する平均賃金の6割を支給する。ただし、1日のうちの一部を休業させた場合にあっては、その日の賃金については労基法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

(欠勤等の扱い)

第9条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、賃金から当該日数または時間分の賃金を控除する。

2 前項の場合、控除する1時間当たりの金額の計算は以下のとおりとする。

$$\text{基本給} \div 1\text{か月平均所定労働時間}$$

(賃金の計算期間及び支払日)

第10条 賃金は、毎月末日に締め切り翌月末日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。

2 前項の計算期間の中途中に採用された社員または退職した社員については、月額の賃金は当該計算期間の所定労働日数を基準にして日割計算して支払う。

(賃金の支払いと控除)

第11条 賃金は社員に対し通貨で直接その全額を支払う。

2 前項について、社員が同意した場合は、社員本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により賃金を支払う。

3 次に掲げるものは賃金から控除する。

(1)源泉所得税

(2)住民税

(3)健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分

(4)社員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

(賃金の非常時払い)

第12条 社員またはその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために社員から請求があったときは、賃金支払日前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

(1)やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合

(2)結婚または死亡の場合

(3)出産、疾病または災害の場合

(4)退職または解雇により離職した場合

(昇給)

第13条 昇給は、勤務成績その他が良好な社員について、毎年4月1日をもって行なうものとする。ただし、当会の収支の著しい低下その他やむを得ない事由がある場合は行なわないことが

ある。

2 昇給額は、社員の勤務成績等を考慮して各人ごとに決定する。

(賞与)

第14条 賞与は原則として支給しない。

(退職金)

第15条 退職金は原則として支給しない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載 | た-書類

法人名	特定非営利活動法人 子宮頸がんを考える市民の会	事業年度	2018年4月1日～2019年3月 31日
-----	----------------------------	------	--------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

(1) 収益の源泉別の明細

(2) 借入金の明細

(3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
マンガ「えっ？子宮頸がんって私の年齢でもなるの？」	110円	
成人式パンフレット	54円	
防げます、子宮頸がん	110円	
LOVE49ピンバッジ	1100円	
LOVE49缶バッジ	110円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

3 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		4,740,967 円	事業収益及び受取寄付金
		935,966 円	事業収益及び受取寄付金
		496,800 円	事業収益
		300,000 円	受取寄付金
		300,000 円	受取寄付金

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		1,056,997 円	印刷製本費
		837,000 円	消耗品費
		771,960 円	諸謝金
		305,100 円	広告宣伝費
		283,080 円	地代家賃

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引
イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

4 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

5 給与の総額等に関する事項 [⑤給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項]

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2	3,998,874 円

6 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出年月日	支出先の名称	所 在 地	寄附の目的等	支出した寄附金額
．．	なし			円
．．				円
合 計				円

7 海外への送金等に関する事項（その金額が200万円以下の場合に限る。）[⑦200万円以下の海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日]

認定基準等チェック表(第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会					チェック欄																																										
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること <p>イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p><input type="checkbox"/> 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>																																																
イ	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目 区分</th> <th>役員数 ①</th> <th>最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②</th> <th>割合 (②÷①) ③</th> <th>最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④</th> <th>割合 (④÷①) ⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 30年4月1日～31年3月31日</td> <td>5人</td> <td>0人</td> <td>0%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑦ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑧ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑨ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>申請時</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table>						項目 区分	役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割合 (②÷①) ③	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④	割合 (④÷①) ⑤	② 30年4月1日～31年3月31日	5人	0人	0%	0人	0%	⑥ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑦ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑧ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑨ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	申請時	人	人	%	人	%
項目 区分	役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割合 (②÷①) ③	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④	割合 (④÷①) ⑤																																											
② 30年4月1日～31年3月31日	5人	0人	0%	0人	0%																																											
⑥ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																											
⑦ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																											
⑧ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																											
⑨ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																											
申請時	人	人	%	人	%																																											

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び④については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

(例) 33.333…% → 33.3%

各社員の表決権が平等である	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ	はい ・ いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記□の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表（次葉）

ハ

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

② 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二

項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「Ⓐ」から「Ⓔ」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正会員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓔ」については、上記イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓔ」）を示したものです。	<p>① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。</p> <p>② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。</p>
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「Ⓐ」から「Ⓔ」については、上記イに記載する各期間（「Ⓐ」から「Ⓔ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでない支出」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金額でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでない支出」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第8号（法第44条・51条・58条関係）

役員の状況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
役員数	5人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人

役員の内訳										
氏名	住所	職名	統柄等	就任等の状況						
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	就任・退任年月日
渡部 享宏		理事長		○						平成29年4月1日就任
笹川 寿之		理事		○						平成29年4月1日就任
中田 真木		理事		○						平成29年4月1日就任
成田 未里		理事		○						平成29年4月1日就任
松岡 徹		監事		○						平成29年4月1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
元帳	ルーズリーフ	毎月	7年
現金出納帳	ルーズリーフ	1週間ごと	7年
預金出納帳	ルーズリーフ	毎月	7年
経費清算書	ルーズリーフ	1週間ごと	7年

(記載要領)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表(第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと <input type="checkbox"/> 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							<input checked="" type="radio"/>
イ							
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時	
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
ロ							
項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時	
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)(ハ及びニ)」の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会	チェック欄				
<p>5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること</p> <p>イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等</p> <p>ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類</p> <p>ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類</p> <p>ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程</p> <p>ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類</p> <p>ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類</p>		<input checked="" type="radio"/>				
<p>次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。</p> <p>※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。</p>		<table border="1"> <tr> <td colspan="2">同 意</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="radio"/> する</td> <td>しない</td> </tr> </table>	同 意		<input checked="" type="radio"/> する	しない
同 意						
<input checked="" type="radio"/> する	しない					
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し）					
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類					
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類					
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程					
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び用途並びにその実施日					
ヘ	① 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行う場合には事前に又は災害に対する援助等緊急を要する場合には事後に所轄庁に提出した書類の写し					

(注意事項)

- 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会
-----	------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること					チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無					
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと					チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					○
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注）認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。					

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること					チェック欄
事業年度	月 日～月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

（注意事項）

- 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人子宮頸がんを考える市民の会	チェック欄
認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		<input checked="" type="radio"/>
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの		
口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 <small>(注意事項1)</small> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 <small>(注意事項2)</small>		
3 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人		
4 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
5 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人 <small>(認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。</small>		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
口 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無	
口 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無	
二 暴力団の構成員等の有無	有・無	
2 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ	
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ	
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ	
添付書類	認定、仮認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ	
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団	はい・いいえ	
口 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ	